

八幡信用金庫

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全職員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの3年間
2. 目標と取組み内容・実施時期

目標1：女性営業担当経験人数割合

現在25% ⇒ 27%以上にする

<対策>

- 令和4年4月 ～ 女性のキャリアパスモデルについて周知
- 令和4年5月 ～ 女性のキャリア形成や動機付けのための研修を検討開始
- 令和4年5月 ～ 女性職員の研修ニーズ発掘のためアンケート等を実施
- 令和4年6月 ～ 各種研修等開始
- 令和5年4月 ～ 女性営業担当者登用

目標2：男性の育児休業取得率を50%以上とする

<対策>

- 令和4年4月 ～ 全職員に対し制度について周知する
- 令和4年4月 ～ 管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う
- 令和4年4月～ アニバーサリー休暇、永年勤続者のためのリフレッシュ休暇等の新たな休暇の導入を検討